

# 白井市立図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス 利用要綱

平成29年9月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市立図書館(以下「図書館」という。)において実施する国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービス(以下「デジタル化資料サービス」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用要件)

第2条 デジタル化資料サービスを利用することができる者は、白井市立図書館管理運営規則(平成6年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)第8条第2項の規定により白井市立図書館利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受けている者とする。

(利用時間)

第3条 デジタル化資料サービスを利用することができる時間は、規則第3条に規定する開館時間内とする。

(閲覧)

第4条 デジタル化資料サービスの閲覧を希望する者(以下「閲覧希望者」という。)は、利用カードを提示し、図書館長の指定する端末(以下「閲覧端末」という。)を利用して行うものとし、閲覧するために必要なID及びパスワードは、図書館職員が入力するものとする。

2 図書館職員は、閲覧希望者が閲覧中に次の行為をしないよう、監視及び注意喚起等の対策をとらなければならない。

(1) 閲覧端末の持ち出し

(2) 閲覧端末への外部記憶装置等の接続

(3) 閲覧端末の画面の撮影

(4) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得

(5) 前4号に掲げるもののほか、著作権を侵害する行為

3 図書館職員は、閲覧が終了したことを確認した後は、閲覧端末のブラウザを速やかに閉じなければならない。

(複写)

第5条 デジタル化資料サービスの複写を希望する者(以下「複写希望者」という。)は、規則第16条の規定により、教育委員会の承認を受け、費用を負担しなければならない。

2 複写希望者は、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)を図書館長に提出しなければならない。

3 図書館長は、複写希望者から申込書の提出を受けたときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

4 デジタル化資料サービスの複写は、図書館長の指定する端末(以下「複写端末」という。)を利用して図書館職員が行い、複写希望者に複写物を提供するものとする。

5 図書館職員は、複写が終了したことを確認した後は、複写端末のブラウザを速やかに閉じ、

データを該当端末内に残さないよう注意しなければならない。

- 6 図書館職員は、第4項の規定により複写物を提供したときは、複写記録表(別記第2号様式)に資料名及び複写箇所を記録しなければならない。
- 7 複写しようとする資料の著作権に関する一切の責任は、複写希望者が負うものとする。  
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、デジタル化資料サービスについて必要な事項は図書館長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。